

出席停止となる感染症について

学校感染症一覧

【第一種学校感染症】 感染症法の一類感染症及び結核を除く二類感染症。治癒するまで出席停止

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、南米出血熱、重症急性呼吸器症候群、痘そう、特定鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群

【第二種学校感染症】

空気感染または飛沫感染する感染症で生徒等の罹患が多く、学校において流行する可能性の高い感染症

疾患名	出席停止期間	主な症状	侵入経路	潜伏期間
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後(発熱の翌日を 1 日目として) 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで	悪寒、頭痛、高熱で発症。頭痛とともに咳、鼻水で始まる場合もある。	飛沫 接触	1 ～ 4 日
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで	病初期から連続して止まらない咳が特徴。	飛沫 接触	7 ～ 1 0 日
麻疹 (はしか)	解熱後 3 日を経過するまで	発熱、咳、鼻水、頬の内側に白い斑点、赤い発疹	空気・飛沫 接触	8 ～ 1 2 日
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	耳下腺の腫脹が主症状。顎下腺や舌下腺も腫脹	飛沫 接触	1 6 ～ 1 8 日
風疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで	発熱、赤い発疹、リンパ節腫脹	飛沫・接触	1 6 ～ 1 8 日
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで	全身に発疹、かさぶたとなる	空気・飛沫 接触	1 4 ～ 1 6 日
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退後 2 日を経過するまで	発熱、咽頭痛、頭痛、食欲不振、結膜充血、流涙等	飛沫・接触 結膜接触	2 ～ 1 4 日
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで	発熱、咳、鼻水、咽頭痛、全身倦怠感等	飛沫・接触 エアロゾル	2 ～ 3 日、長くて 7 日以内
結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	咳、痰、発熱、倦怠感、寝汗、血痰、呼吸困難	空気	2 年以内が多い
髄膜炎菌性髄膜炎		発熱、頭痛、意識障害、嘔吐	飛沫・接触	4 日以内

【第三種学校感染症】 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症

疾患名	出席停止期間
流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	
チフス、コレラ、細菌性赤痢等	
その他の感染症	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められているものであり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要がある。

関係法令：学校保健安全法施行規則第 18,19 条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年文部科学省令第 22 号
令和 5 年 5 月 8 日施行） 参考文献：「学校において予防すべき感染症の解説」日本学校保健会